



新たに就任しました
**区議会議長・副議長、区議
会議員選出監査委員**

5月25日に開かれた平成29年第1回墨田区議会臨時会で、議長に沖山 仁氏、副議長に高橋正利氏が選出され、同日付けで就任しました。

また、区議会議員選出の監査委員に木内 清氏が選任同意され、同日付けで就任しました。



沖山 仁 議長



高橋正利 副議長



木内 清 監査委員



手続等をご確認ください
児童手当・児童育成手当

現況届の提出

児童手当・児童育成手当を受けている方へ、今月上旬に現況届のご案内をお送りしました。現況届の提出は、お子さんの養育状況等を確認し、6月分～平成30年5月分の支給の可否を決めるために必要な手続です。提出がない場合、手当が受けられなくなりますので、期限までに提出してください。なお、窓口は混雑することが予想されますので、なるべく郵送でご提出ください。

【提出期限】6月30日(必着)

■6月期分(2月分～5月分)の支給

児童手当・児童育成手当の2月分～5月分を今月中旬に指定の口座へ振り込みます。個別に振り込みの通知はしませんので、通帳記入などをご確認ください。また、6月期分の振り込み後に金融機関・支店・口座番号を変更する場合は、必ず届出をしてください。

【提出先・問合せ】〒130-8640子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階) ☎5608-6160



保護者の負担を軽減します
**私立幼稚園などの保育料等
補助金**

区では、私立幼稚園等に通園している子どもの保護者に、入園料補助金と保育料補助金(就園奨励費補助金・保護者負担軽減事業費補助金)を交付しています。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

【対象】次のすべての要件を満たす方 ▶平成29年4月1日以降、区内に住所がある ▶23年4月2日～27年4月1日生まれの幼児を、私立幼稚園や都知事が認定した幼稚園類似施設(子ども・子育て

支援新制度に移行した幼稚園等を除く)に通園させている ▶入園料および保育料を納めている
【補助金額】▶入園料補助金=園児1人につき4万円 ▶保育料補助金=世帯の特別区民税等の所得割課税額に応じて決定し、通知**【補助金交付時期】**▶入園料補助金=入園後の最初の保育料補助金に合算して交付 ▶保育料補助金=4か月分まとめて、年3回(8月下旬・12月下旬・30年3月下旬)に分けて交付**【申込み】**随時、通園している私立幼稚園等へ**【問合せ】**子ども施設課保育係 ☎5608-1253



お済みですか
**MR(麻しん・風しん混合)
予防接種**

MR第1期の対象者(1歳の子ども)については1歳の誕生月の前月に、第2期の対象者(幼稚園・保育園等の年長児に相当する年齢の子ども)については3月末に、予防接種予診票等をお送りしています。

麻しん(はしか)は、感染力が非常に強く、かかると重篤な肺炎や脳炎を引き起こすこともあります。まだ接種していない方は、できるだけ早くMR予防接種を受けましょう。

なお、第1期・第2期の各接種期間内に受けることができなかった方は、救済措置の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

【費用】無料**【問合せ】**▶保健予防課感染症係 ☎5608-6191 ▶向島保健センター ☎3611-6135 ▶本所保健センター ☎3622-9137



適正な管理をお願いします
貯水槽水道の清掃・点検

ビルや集合住宅等では、水道水を受水槽にためてから、各家庭に供給する貯水槽水道を利用している場合があります。受水槽の水が長時間停滞したり管理が適正でなかったりすると、水質悪化を招きます。貯水槽水道の設置者は、清掃・点検など適正な維持管理をお願いします。特に受水槽の有効容量が10m³を超えるものは水道法による「簡易専用水道」に該当し、登録検査機関による年1回の法定検査等が義務付けられています。

また、生活衛生課では貯水槽水道を利用した水の簡易検査(残留塩素濃度・色度・濁度)および衛生相談を行っています。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939



納期限までに納めてください
特別区民税・都民税

平成29年度特別区民税・都民税(普通徴収分)の納税通知書をお送りしました。第1期分の納期限は6月30日(金)ですので、税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ等で納期限までに納めてください。

また、口座振替をご利用の場合は6月30日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。なお、これから口座振替を申し込む方は、第2期分から引き落としを開始します。

【問合せ】▶税額=税務課課税係 ☎5608-6135 ▶口座振替・モバイルレジ=税務課課税係 ☎5608-6133 ▶納税相談=税務課納税係 ☎5608-6142



6月30日(金)が納期限です
**固定資産税・都市計画税
(第1期分)**

平成29年度固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書を、6月1日に発送しました。6月30日(金)までに、お手元の納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。口座振替、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM等でも納付できます。

【問合せ】▶固定資産税・都市計画税について=墨田都税事務所 ☎5669-0138 ▶口座振替について=都主税局徴収部納税推進課 ☎3252-0955 ▶税務課課税係 ☎5608-6008



ボウフラ対策が重要です
蚊の発生防止対策

梅雨時から真夏にかけては、蚊の発生が増える季節です。殺虫剤等で蚊を駆除しても、幼虫(ボウフラ)が生き残っていると、数日でまた蚊が発生します。蚊は庭や物陰の小さな水たまりに卵を産み付け、水中で幼虫時代を過ごします。

ボウフラは水がなければ生きられません。屋外の植木鉢の受け皿、バケツ、食品トレーなどの容器、落ち葉で詰まった雨どい、古タイヤ、防水シートのたるみ等にたまった水を捨てて、ボウフラが生育できる環境をなくしましょう。防火水槽など水を貯めておくものには、しっかりと蓋をするか防虫網を掛け、蚊が産卵できないようにしておきましょう。

【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939



開始します
地域プラザ子育て相談・一時預かり事業

本所・八広の両地域プラザで、7月から週2回、児童館職員による「子育て相談」と、保護者が外出する場合などに子どもを一時的にお預かりする「一時預かり事業」を開始します。

【ところ・実施日・対象等】下表のとおり **【問合せ】**▶本所地域プラザ ☎6658-4601 ▶八広地域プラザ ☎6657-1180(専用電話)

	子育て相談	一時預かり事業
ところ/ 実施日	▶本所地域プラザ(本所1-13-4)/毎週月・木曜日 週火・水曜日 *一時預かりの空き状況は各地域プラザのホームページを参照	▶八広地域プラザ(八広4-35-17)/毎週火・水曜日 *一時預かりの空き状況は各地域プラザのホームページを参照
実施時間	午前9時～正午	午前9時～午後5時の1日4時間以内(1か月あたり1人4回まで)
対象		区内に住所があり、生後6か月～就学前の集団保育が可能な子ども
費用	無料	1時間あたり500円 *毎正時(毎時00分)を基点
申込み	直接、各地域プラザへ	電話で利用日の2週間前～3日前に各地域プラザへ(利用前に各地域プラザでの事前登録が必要) *受け付けは月曜日～金曜日の午後1時～4時 *2週間前が祝日・休館日の場合はその翌日から、3日前が祝日・休館日の場合はその前日まで *事業に関する資料等は各地域プラザのホームページから出力可

●実施、申込みはいずれも祝日・休館日(第3月曜日)を除く